目次

内閣法制局（第二十一条）

総務省（第二十二条）

財務省（第二十三条）

厚生労働省（第二十四条）

農林水産省（第二十五条）

経済産業省（第二十六条）

国土交通省（第二十七条）

環境省（第二十八条）

防衛省（第二十九条）

第一章　総則

第一条（目的）

この法律は，国家公務員の職制，任免，給与，能率，厚生，福祉，退職，懲戒，服務，研修，職員団体，国家公務員倫理審査会，人事院，内閣総理大臣，内閣官房，内閣法制局，人事院規則，内閣府，宮内庁，国家行政組織，国家公務員の定員，国家公務員の給与，国家公務員の退職手当，国家公務員の共済組織，国家公務員の宿舎，国家公務員の福利厚生，国家公務員の倫理，国家公務員の人事管理，国家公務員の人事行政，国家公務員の人事交流，国家公務員の人事評価，国家公務員の再就職，国家公務員の労働関係，国家公務員の苦情処理，国家公務員の研修，国家公務員の能率，国家公務員の厚生，国家公務員の福利，国家公務員の退職，国家公務員の懲戒，国家公務員の服務，国家公務員の職員団体，国家公務員の給与，国家公務員の定員，国家公務員の宿舎，国家公務員の共済組織，国家公務員の退職手当